

令和 7 年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業
磐梯山周辺観光復興プロジェクト事業教育旅行新規層開拓業務委託仕様書

1 本仕様書について

本仕様書は、磐梯山周辺観光推進連絡協議会(以下、「委託者」という。)が委託先事業者(以下、「受託者」という。)に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業名

令和 7 年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業
磐梯山周辺観光復興プロジェクト事業教育旅行新規層開拓業務

3 事業委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日(金)までの期間

4 事業の目的

磐梯山周辺地域(北塩原村、磐梯町、猪苗代町)における広域観光周遊圏を確立し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害を払拭するとともに、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、3 町村が連携して磐梯山周辺域内の受入れ体制の強化とインバウンドを含む誘客への機運醸成を図ることを目的とする。

5 委託事業内容

(1) 市場リサーチ事業

ア 訪日教育旅行誘致に向けたターゲット市場を選定した上で当地域への誘致の可能性について調査すること。

イ 調査にあたっては、ターゲット市場への現地調査を 1 回以上実施すること。なお、実施時期を具体的に提案し、その上で 1 ヶ所以上の現地教育関係機関へ訪問しヒアリングを実施すること。

ウ 国内の関係団体 5 事業者以上を目標にヒアリングを実施すること。

(2) コンテンツ調査事業

ア ターゲット市場に対し専門的な知見を持つ者(旅行業界の動向に詳しい有識者等)が、磐梯山周辺地域の選定コンテンツについて、内容や受入態勢等の現地調査を 5 件以上実施すること。

イ 調査結果や評価ポイントを集約したリスト及び報告書(1 件)を作成し、委託者に提出すること。

(3) コンテンツの昇華事業

ア 上記(2)の調査結果を踏まえ、コンテンツの磨き上げを行うこと。

イ コンテンツの評価・改善のため、留学生等を対象としたモニターツアーを 1 回以上実施すること。また、モニターツアー参加者に対し、アンケートや個別インタビュー等を実施し、

収集した意見を基に6件以上の改善提案をコンテンツに反映させること。

(4) プロモーション事業

上記(3)で昇華させたコンテンツ等を掲載した、多言語(英語+もう1か国語)対応のセールスツールを作成すること。なお、具体的な成果品として、以下のものを作成し、多言語化するもう一つの言語についても提案すること。

- ・コンテンツタリフ:6つ
- ・プロモーション用のウェブサイト:1件

6 その他(共通事項)

- ア 費用の支払いについて、委託事業の実施に必要な一切の経費の支払いを行うこと。
- イ 有識者等にかかる費用について、謝金及び交通費が発生する場合には見積書に計上すること。
- ウ 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。
- エ 事業実施にあたり、ポスター、チラシ、パンフレット、ウェブサイト等の成果品には「令和7年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と必ず記載すること。
- オ 各事業終了後に以下の内容を記載した実績報告書を提出すること。なお、事業の様子が分かる写真を添付すること。
 - ・事業の実施内容
 - ・モニターツアー等を実施した際、参加者の氏名及び国籍
 - ・事業実施による成果、課題

7 その他の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届(別記第1号様式)
- イ 総括責任者通知書(別記第2号様式)
- ウ 実施工程表(任意様式)
- エ 業務実施体制図(任意様式)

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書(別記第3号様式)
- イ 委託業務実績報告書(別記第4号様式)
- ウ 収支決算書(任意様式)
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のた

めに必要な協力をする。

- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材(写真やイラスト等)については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。